

違反対象物一覧表

法：消防法（昭和23年法律第186号） 令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

防火対象物の名称	所在地	違反の内容		その他消防長が必要と認める事項		
		違反事項	違反の部分	根拠法令	公表日	管轄署所
第2西原クリニック	伊丹市野間8丁目5-10	スプリンクラー設備未設置	建物全体	法第17条第1項 令第12条第1項第1号イ	令和7年7月22日	南野出張所